



第7期

阿蘇市障がい福祉計画

第3期

阿蘇市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
阿蘇市

阿蘇市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、これまでの「阿蘇市障がい者福祉計画」や「阿蘇市障がい福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害」を「障がい」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

ごあいさつ



阿蘇市では、令和3年3月に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の確保に関する数値目標等を定めた「第6期阿蘇市障がい福祉計画及び第2期阿蘇市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

令和6年3月末をもって現行計画の期間が満了となることから、この度「第7期阿蘇市障がい福祉計画及び第3期阿蘇市障がい児福祉計画」を策定しました。

この計画は、これまでも当市が掲げていた「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」という基本理念を継承しながら、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況等を踏まえ、令和8年度までの成果目標や活動指標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の必要見込み量を算出することにより、福祉サービス基盤整備の着実な推進に向けての方策をまとめたものです。

今後も引き続き、市民の皆様や関係機関、関係団体等と連携・協働し、障がいのある人たちが自立や参加できる社会に向け、ともに歩む共生社会の実現を目指してまいりたいと思っておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました計画策定委員会の皆様方、また、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心から感謝申し上げます。計画策定にあたっての挨拶といたします。

令和6年3月

阿蘇市長 佐藤 義興

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の基本理念.....	1
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	3
(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	3
(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	3
(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方.....	3
4. 計画の位置付け.....	4
(1) 本計画の位置づけ.....	4
(2) 他の計画との関係.....	4
5. 計画の対象者.....	5
6. 計画の期間.....	5
7. 障がい者計画との関係.....	6
8. 計画策定体制.....	6
9. サービス見込量等確保のための方策.....	7
(1) サービス内容の充実・利用方法等の周知徹底.....	7
(2) 相談支援体制の充実・強化.....	7
(3) 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実.....	7
(4) 障がい者の就労支援.....	7
(5) 計画推進体制の充実.....	8
10. 住民参加の方法.....	9
(1) 障がい者対象アンケート調査.....	9
(2) パブリックコメント（意見公募手続き）.....	9
第2章 障がい者等の現状	10
1. 阿蘇市における障がい者の現状について.....	10
2. アンケート調査結果について.....	14
第3章 令和8年度の成果目標及び活動指標	21
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	21
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	22
3. 地域生活支援の充実.....	24
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	25
5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....	26
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	27
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築.....	27
8. 発達障がい者等に対する支援.....	28

第4章 障害福祉サービスの必要量見込み	29
1. 訪問系サービスの見込量	29
(1) 居宅介護	29
(2) 重度訪問介護	30
(3) 同行援護	30
(4) 行動援護	30
(5) 重度障害者等包括支援	31
2. 日中活動系サービスの見込量	32
(1) 生活介護	32
(2) 自立訓練（機能訓練）	32
(3) 自立訓練（生活訓練）	33
(4) 就労選択支援	33
(5) 就労移行支援	34
(6) 就労継続支援（A型）	34
(7) 就労継続支援（B型）	35
(8) 就労定着支援	36
(9) 療養介護	36
(10) 短期入所（ショートステイ）【福祉型】	37
(11) 短期入所（ショートステイ）【医療型】	37
3. 居住系サービスの見込量	39
(1) 自立生活援助	39
(2) 共同生活援助（グループホーム）	39
(3) 施設入所支援	40
4. 相談支援の見込量	41
(1) 計画相談支援	41
(2) 地域移行支援	41
(3) 地域定着支援	42
5. 障害児通所支援の見込量	43
(1) 児童発達支援	43
(2) 放課後等デイサービス	43
(3) 保育所等訪問支援	44
(4) 居宅訪問型児童発達支援	44
6. 障害児相談支援の見込量	45

第5章 地域生活支援事業の必要量見込み.....	46
1. 相談支援事業.....	46
2. 成年後見制度利用支援事業.....	46
3. 意思・疎通支援事業.....	46
4. 日常生活用具給付事業.....	47
5. 移動支援事業.....	47
6. 地域活動支援センター事業.....	47
7. 訪問入浴サービス事業.....	48
8. 日中一時支援事業.....	48
9. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業.....	48
資料.....	49
用語集.....	49
委員会名簿.....	60
阿蘇市内障がい福祉関連事業所一覧.....	61

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第7期阿蘇市障がい福祉計画及び第3期阿蘇市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日こども家庭庁、厚生労働省告示第1号、以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえ、数値目標の設定やサービス需要の見込み量の算出を行います。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までと設定し、これまでの第6期阿蘇市障がい福祉計画及び第2期阿蘇市障がい児福祉計画の基本的な考え方を踏襲し策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法及び熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「阿蘇市障がい者計画」に掲げる「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」という基本理念を共有します。

**障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現**

また、以下の2つの基本原則（障害者基本法第3条及び第4条）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

①みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいのある人が、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- 障がいのある人が、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすことができるようにします。
- 障がいのある人が、言語やその他のコミュニケーション手段（点字、手話、要約筆記、筆談）を選べるようにします。

②差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- 社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいる場合、障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに取り組みます。（合理的配慮）

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の活性化

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

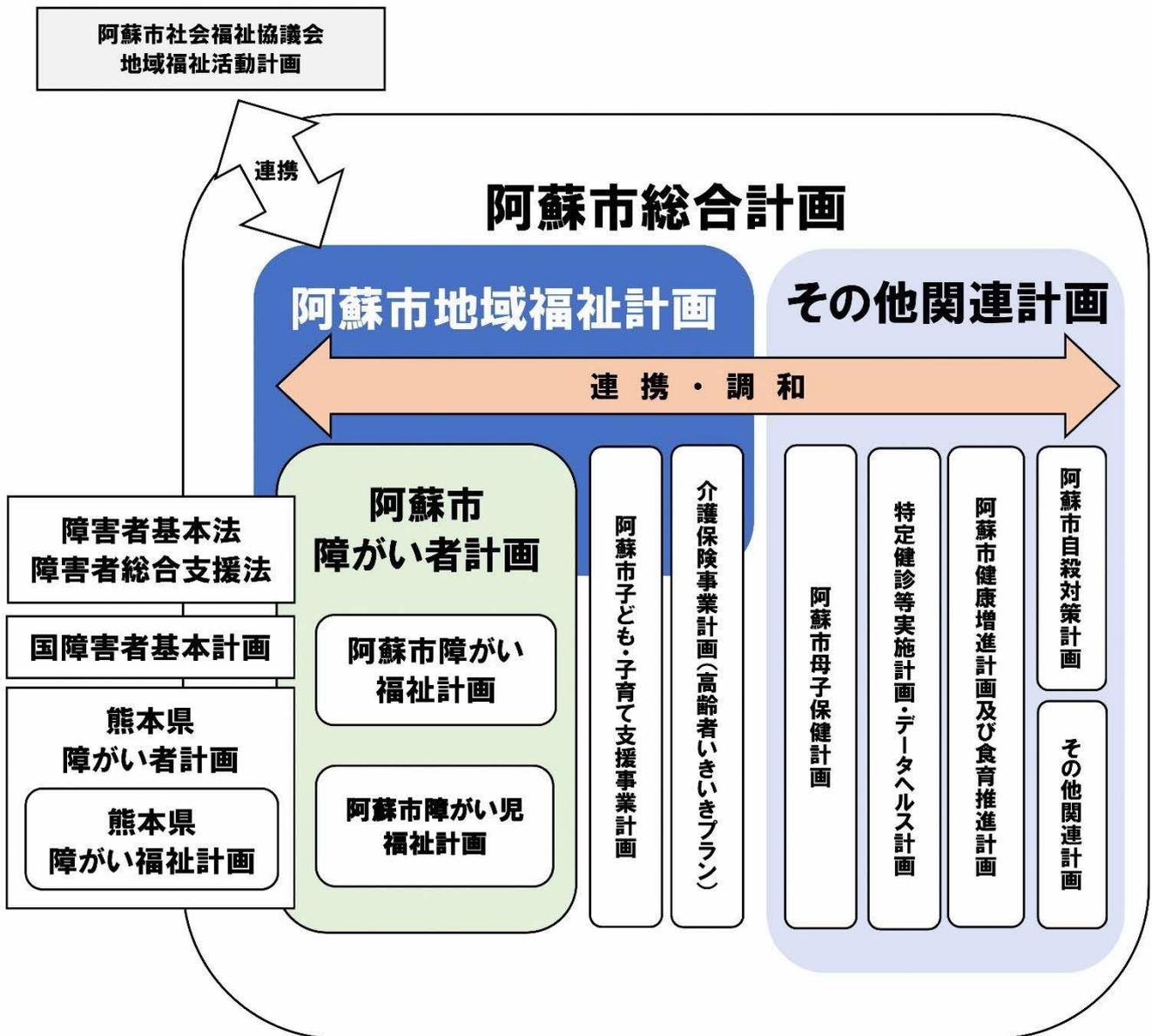
4. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「阿蘇市総合計画」及び「阿蘇市障がい者計画」をはじめ、「阿蘇市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定します。



5. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条に規定された以下の方々です。

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- 「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

6. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障がい者計画（第3期）			障がい者計画（第4期）					
障がい福祉計画（第6期）			障がい福祉計画（第7期）			障がい福祉計画（第8期）		
障がい児福祉計画（第2期）			障がい児福祉計画（第3期）			障がい児福祉計画（第4期）		

7. 障がい者計画との関係

この計画は、阿蘇市障がい者計画との整合性を図った計画です。障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく障がい者施策の基本的指針について定める計画であり、本市では6年間で1期として策定します。この障がい者計画と本計画（障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の性格と内容は、以下の表のとおりです。

	障がい者基本計画 (市町村障がい者計画)	障がい福祉計画 (市町村障がい福祉計画)	障がい児福祉計画 (市町村障がい児福祉計画)
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年）	障がい児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画（計画期間は3年）
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
国	障害者基本計画(第5次) 計画期間：R5年度～R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 第6期計画期間：R3年度～R8年度	熊本県障がい福祉計画 第7期計画期間：R6年度～R8年度	熊本県障がい児福祉計画 第3期計画期間：R6年度～R8年度
市	阿蘇市障がい者計画 計画期間：R6年度～R11年度	阿蘇市障がい福祉計画 第7期計画期間：R6年度～R8年度	阿蘇市障がい児福祉計画 第3期計画期間：R6年度～R8年度

8. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、事務局（福祉課）が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理・分析を行い、それに基づいて策定委員会に提出する計画案等を作成します。策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長、市民代表等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

9. サービス見込量等確保のための方策

(1) サービス内容の充実・利用方法等の周知徹底

地域における共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら、必要なサービス提供体制の整備を進めます。

本市では「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスや地域生活支援事業及び「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業を、障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの内容、利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすく周知を行います。

なお、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者については、従来から福祉サービスの対象者となっているところであり、引き続き対象者への周知に努めます。

また、サービス提供体制についても、的確な情報提供を行います。さらに、市役所の相談窓口で分かりやすい説明に努めるほか、サービス事業者や関係機関等との連携を強化して情報提供体制の拡充を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

相談支援専門員研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を行い、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

(3) 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

福祉施設に入所している人、または医療機関に入院している人が、その本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進めます。重度化・高齢化した障がいのある人の受け皿となる日中サービス支援型グループホーム等の居住の場の確保について、事業者との連携のもと、サービス提供体制を確保します。

また、障がいのある人が、サービスを利用しながら安心感の高い地域生活をおくることができるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

(4) 障がい者の就労支援

障がいのある人の就労を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を、関係する事業者との連携により進めていきます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

(5) 計画推進体制の充実

障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、生活に関わるあらゆる分野、領域にわたっています。このため庁内関係課の情報共有や意見交換に努め、庁内各分野間の連携強化を図り、障がい福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取組を推進します。

また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

併せて、国、県、近隣自治体、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会が一体となった包括的な生活支援体制の確立を図ります。

10. 住民参加の方法

(1) 障がい者対象アンケート調査

①調査目的

阿蘇市障がい福祉計画及び阿蘇市障がい児福祉計画を策定するにあたって、本市内の障がいのある人の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

阿蘇市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・特別児童扶養手当対象児童・阿蘇市内の障がい児通所事業所及び障がい者施設利用者の中から 1,000 人を対象としました。

③調査項目

■客観的な状況の把握

○人口統計学的要因

- 性別、年齢

○障がいの程度及び家族の状況

- 障害者手帳の等級、難病・発達障がい・高次脳機能障がいの有無、日常生活動作の介護度、主な介助者（続柄・性別・年代・健康状態）

■日常生活での行動と主観的なニーズ

- 住まいや暮らし、外出の頻度、就労状況や日中の過ごし方、余暇活動や社会活動、保育や教育、災害時のニーズ、権利擁護、福祉サービスの利用状況、相談相手と相談機関、行政の取組み

④調査方法、調査期間

○調査方法：郵送法及びインターネット

○調査期間：令和5年10月1日～10月16日

⑤回収数・回収率

- 427件（有効回収率 42.7 %）

(2) パブリックコメント（意見公募手続き）

①調査目的

阿蘇市障がい福祉計画及び阿蘇市障がい児福祉計画を策定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施しました。

②実施方法、実施期間

■実施方法

- 市ホームページに掲載するほか、本庁福祉課及び各支所で計画（案）の閲覧ができるようにしました。

■実施期間

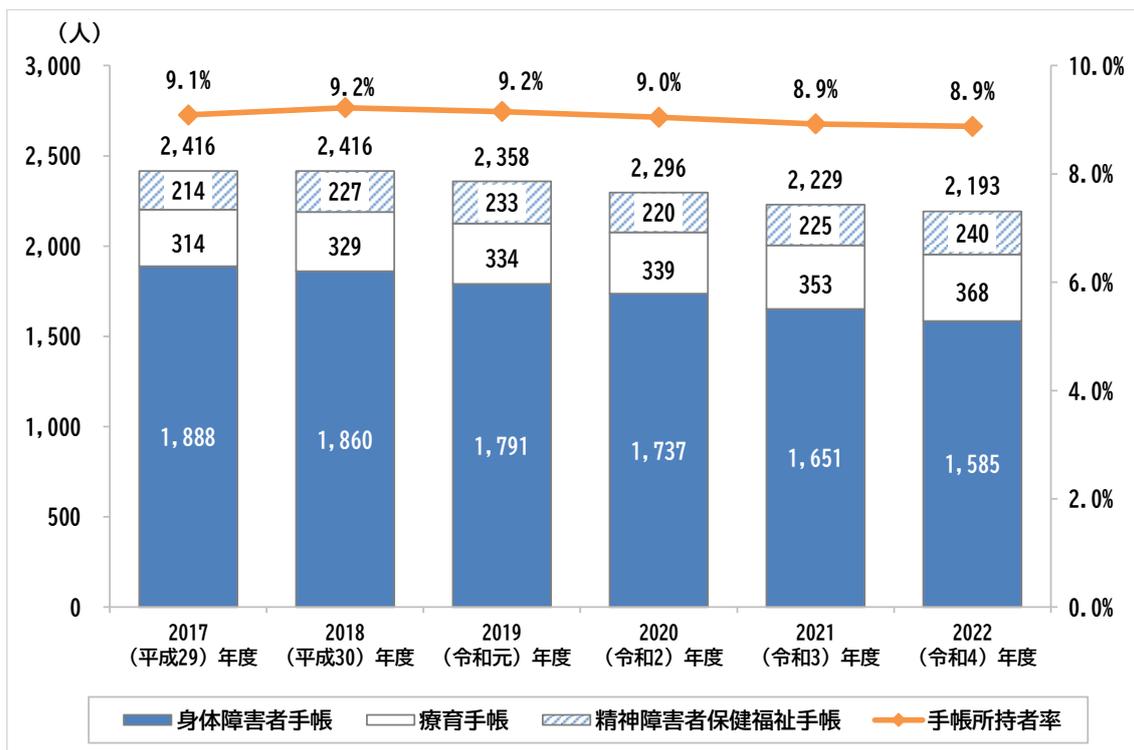
- 令和6年2月1日～2月21日

第2章 障がい者等の現状

1. 阿蘇市における障がい者の現状について

(1) 障害者手帳所持者数と対人口比の推移

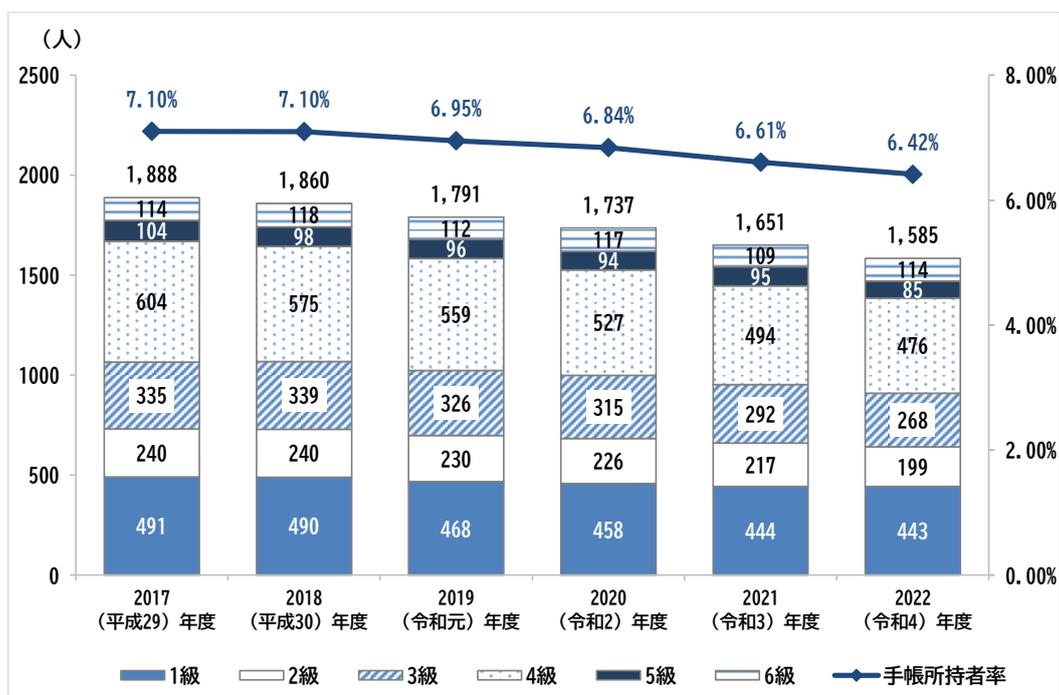
障害者手帳所持者数は平成29年度末の2,416人から令和4年度末は2,193人と223人減少しています。市の総人口に対する割合は9%前後で推移しています。



出典：総人口は住民基本台帳、手帳所持者数は福祉課調べ（各年度3月31日現在）

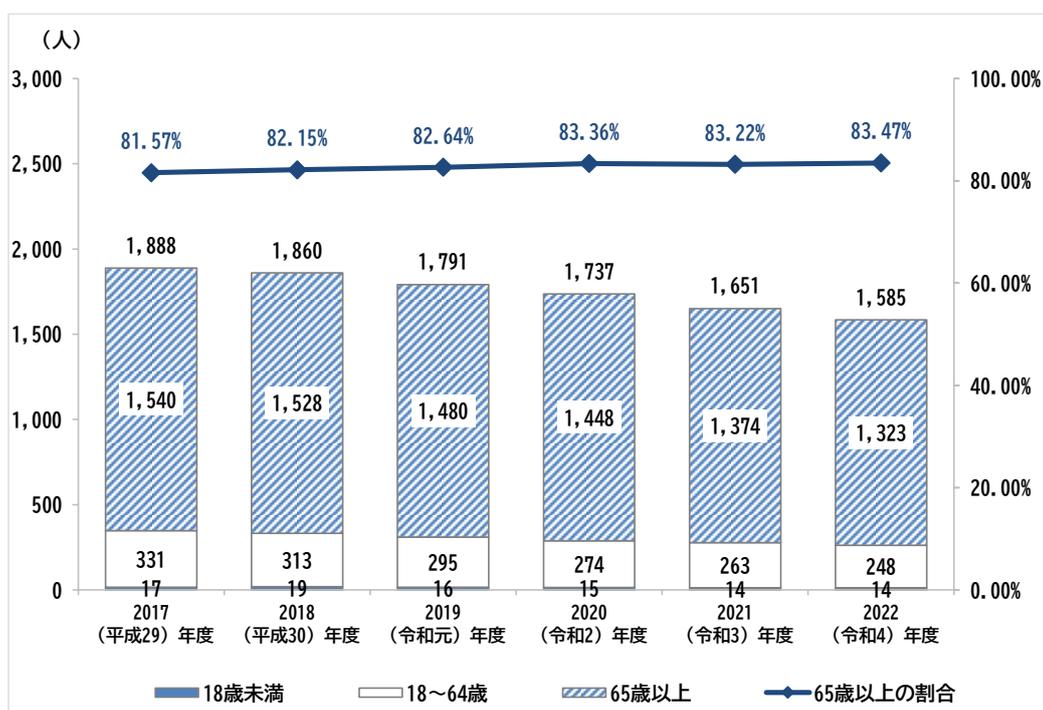
(2) 年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を年齢3区分別にみると、令和4年度では、各等級において65歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。等級別にみますと、重度の1級は443人、中度の4級は476人と、割合が高くなっています。



出典：福祉課調べ（各年度3月31日現在）

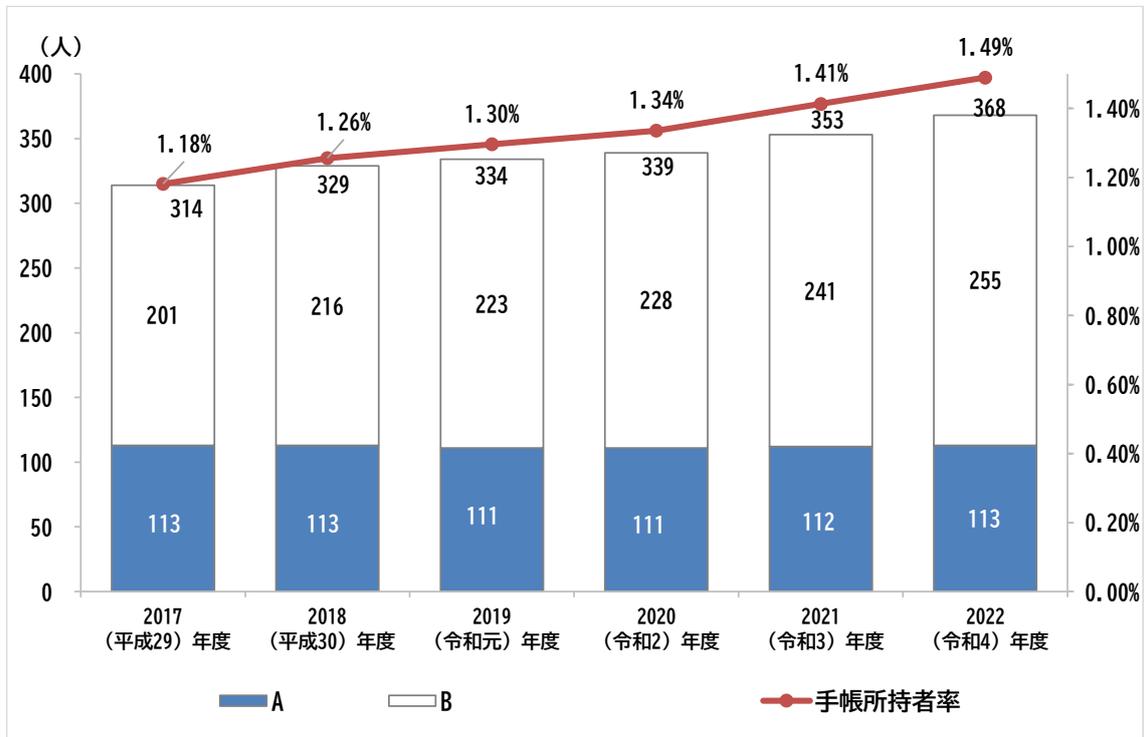
(年齢別) 全ての年齢層で減少傾向にあります、65歳以上の占める割合が高くなっています。



出典：福祉課調べ（各年度3月31日現在）

(3) 等級別にみた療育手帳所持者数

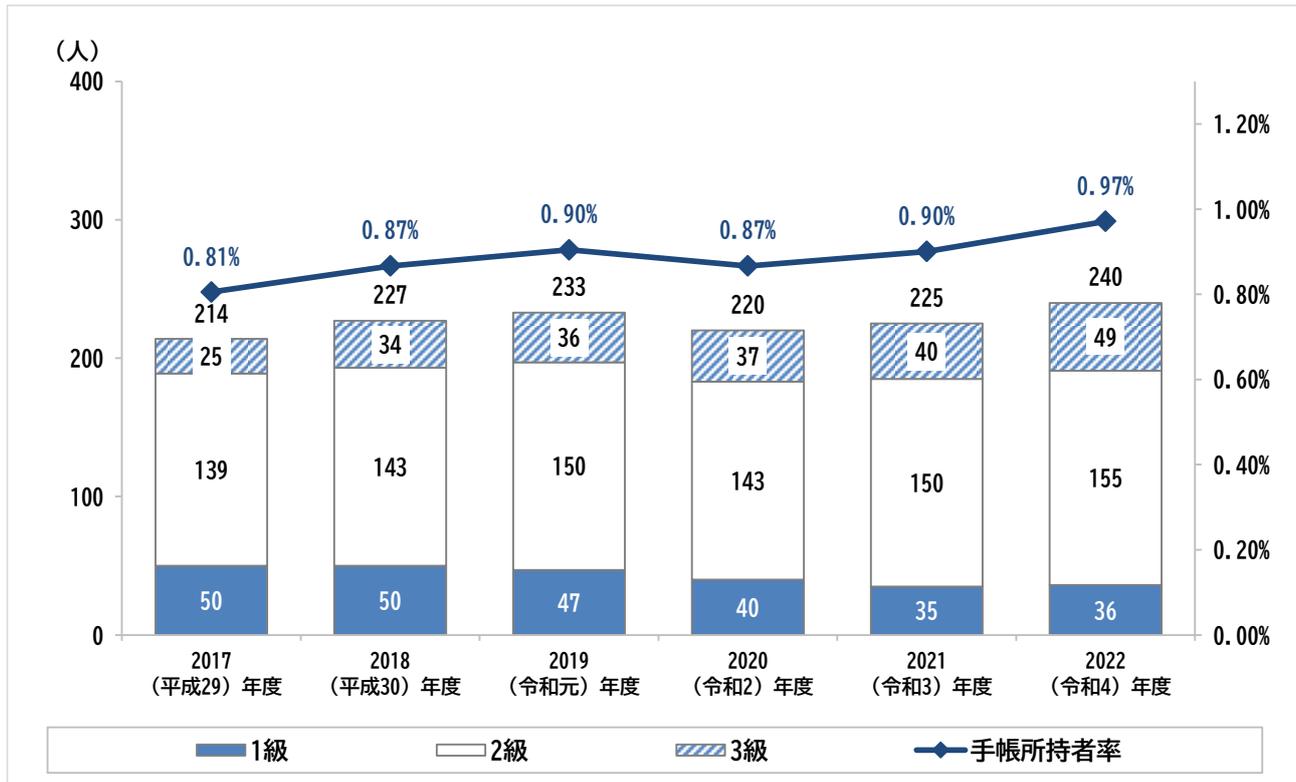
等級別の所持者数をみると、令和4年度では、Bの255人が最も多く、比較的軽度の等級の手帳所持者数が多くなっています。



出典：福祉課調べ（各年度3月31日現在）

(4) 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみますと、各年度で2級の割合が最も高くなっており、平成29年度末の139人から令和4年度末は155人と16人増加しています。また3級でも平成29年度末の25人から令和4年度末は49人と24人増加しています。

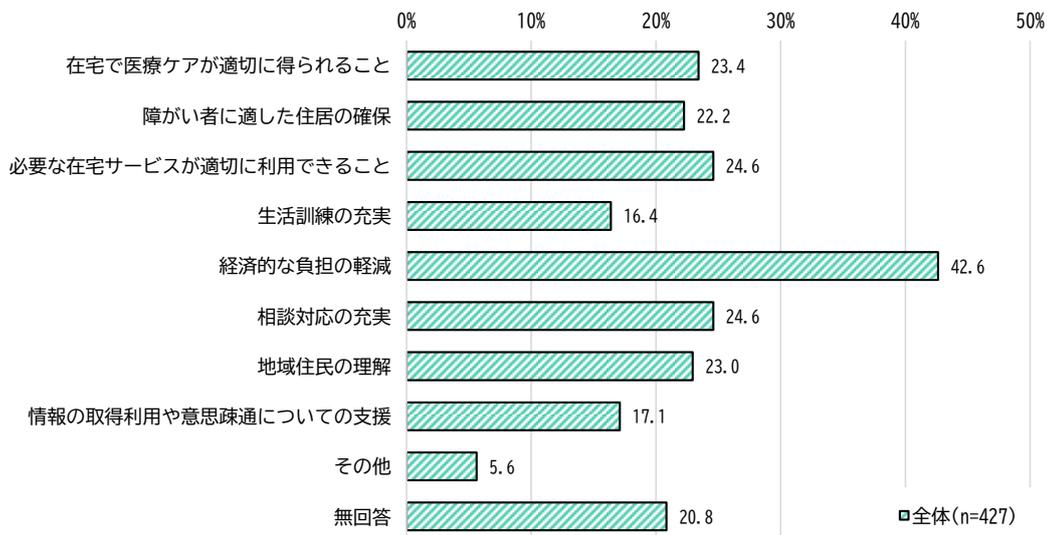


出典：福祉課調べ（各年度3月31日現在）

2. アンケート調査結果について

(1) 地域で生活するために必要な支援

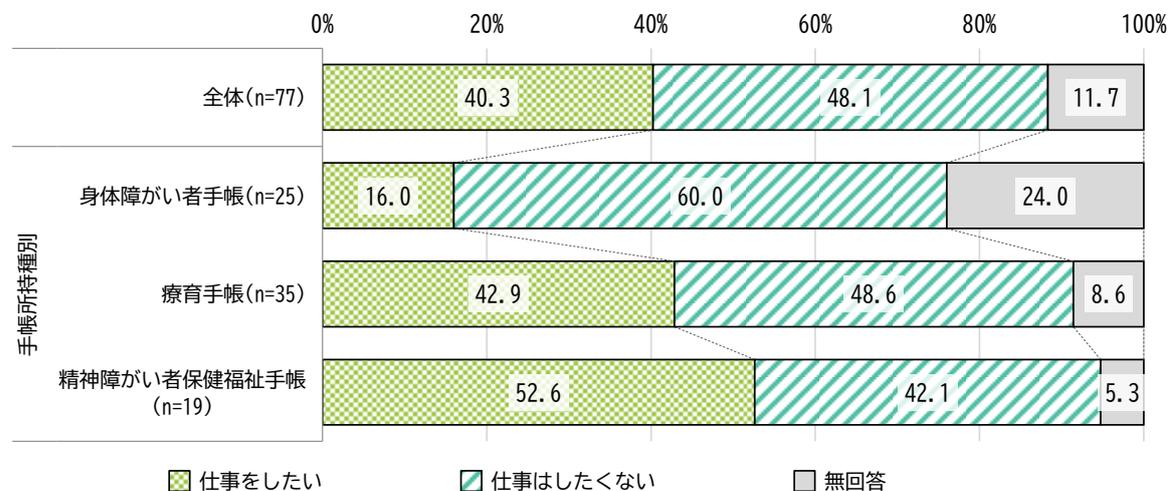
○地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が42.6%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「相談対応の充実」がともに24.6%、「在宅で医療ケアが適切に得られること」23.4%となっています。



(2) 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

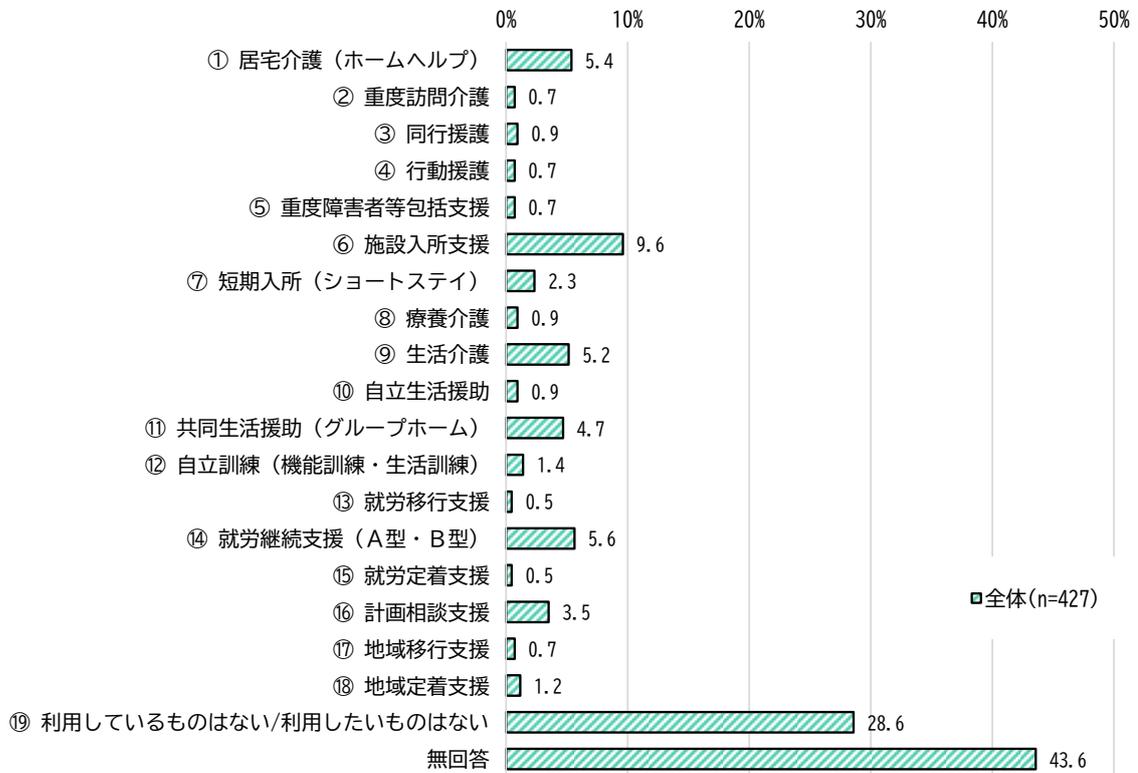
○今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、「仕事をしたい」が40.3%、「仕事はしたくない」が48.1%となっています。

○手帳所持者別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事をしたい」、他の手帳所持者では「仕事はしたくない」が高くなっています。



(3) 現在利用しているサービス（複数回答）

○サービスの利用状況については、「利用しているものはない/利用したいものはない」が28.6%と最も高く、次いで「施設入所支援」9.6%、「就労継続支援（A型・B型）」5.6%となっています。



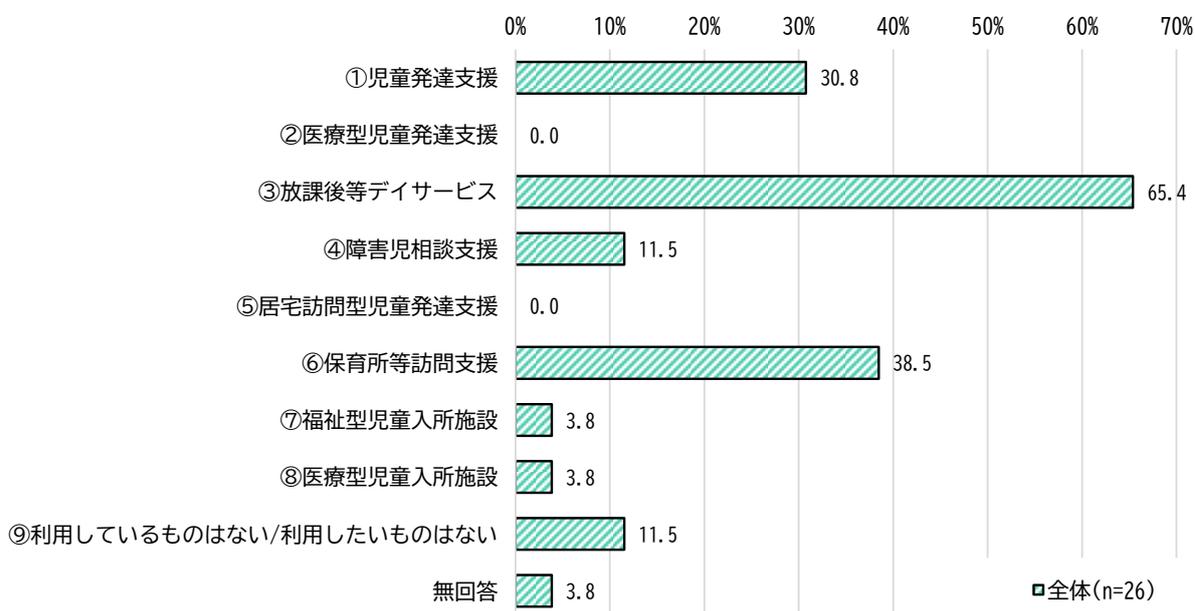
【クロス集計】

(上段:人 下段:%)

	標本数(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	無回答	
		居宅介護(ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	施設入所支援	短期入所(ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助(グループホーム)	自立訓練(機能訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A・B型)	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	利用しているものはない/利用したいものはない		
全体(単純集計)	427	23 5.4%	3 0.7%	4 0.9%	3 0.7%	3 0.7%	41 9.6%	10 2.3%	4 0.9%	22 5.2%	4 0.9%	20 4.7%	6 1.4%	2 0.5%	24 5.6%	2 0.5%	15 3.5%	3 0.7%	5 1.2%	122 28.6%	186 43.6%	
年齢別	18歳未満	26	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	6 23.1%	17 65.4%	
	18~64歳	129	13 10.1%	2 1.6%	1 0.8%	3 2.3%	0 0.0%	13 10.1%	4 3.1%	1 0.8%	14 10.9%	3 2.3%	17 13.2%	1 0.8%	2 1.6%	20 15.5%	2 1.6%	13 10.1%	2 1.6%	4 3.1%	36 27.9%	37 28.7%
	65歳以上	255	9 3.5%	1 0.4%	3 1.2%	0 0.0%	3 1.2%	26 10.2%	6 2.4%	2 0.8%	8 3.1%	1 0.4%	3 1.2%	5 2.0%	0 0.0%	4 1.6%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.4%	76 29.8%	121 47.5%
手帳所持種別	身体障がい者手帳	271	16 5.9%	3 1.1%	2 0.7%	0 0.0%	2 0.7%	26 9.6%	7 2.6%	3 1.1%	12 4.4%	3 1.1%	1 0.4%	2 0.7%	0 0.0%	2 0.7%	1 0.4%	6 2.2%	0 0.0%	3 1.1%	80 29.5%	132 48.7%
	療育手帳	79	4 5.1%	0 0.0%	1 1.3%	3 3.8%	1 1.3%	11 13.9%	1 1.3%	0 0.0%	10 12.7%	2 2.5%	16 20.3%	0 0.0%	1 1.3%	10 12.7%	0 0.0%	7 8.9%	2 2.5%	2 2.5%	16 20.3%	26 32.9%
	精神障がい者保健福祉手帳	65	4 6.2%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	1 1.5%	11 16.9%	2 3.1%	1 1.5%	1 1.5%	1 1.5%	3 4.6%	0 0.0%	1 1.5%	9 13.8%	1 1.5%	2 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	21 32.3%	19 29.2%

障がい児向けサービス：18歳未満の方のみ

○障がい児向けのサービスの利用状況について、「放課後等デイサービス」が65.4%と最も高く、次いで「保育所等訪問支援」38.5%、「児童発達支援」30.8%となっています。



【クロス集計】

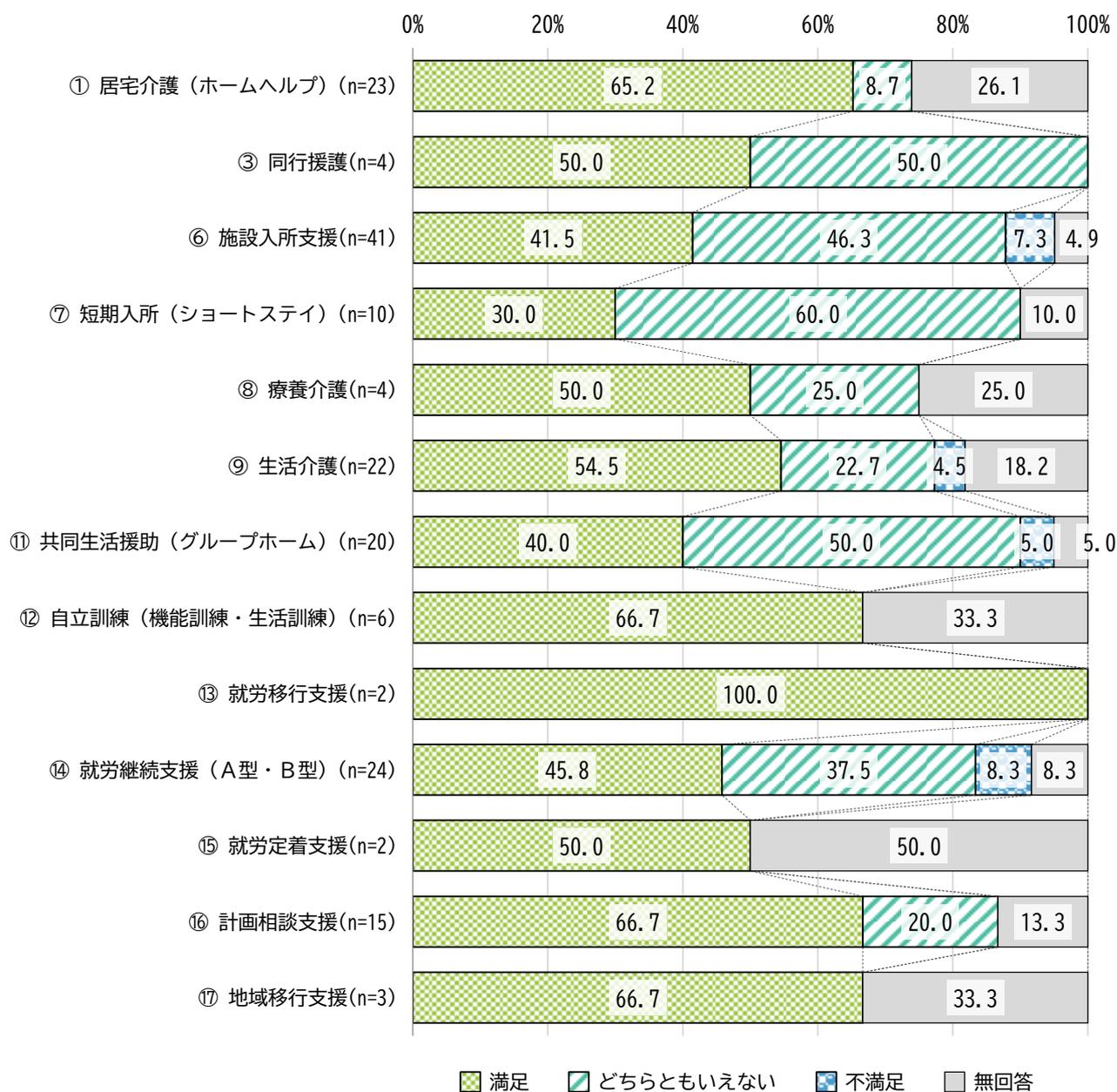
(上段：人 下段：%)

		標本数 (人)	①児童発達支援	②医療型児童発達支援	③放課後等デイサービス	④障害児相談支援	⑤居宅訪問型児童発達支援	⑥保育所等訪問支援	⑦福祉型児童入所施設	⑧医療型児童入所施設	⑨利用しているものはない/利用したいものはない	無回答
全体 (単純集計)		26	8 30.8%	0 0.0%	17 65.4%	3 11.5%	0 0.0%	10 38.5%	1 3.8%	1 3.8%	3 11.5%	1 3.8%
手帳所持種別	身体障がい者手帳	3	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
	療育手帳	16	5 31.3%	0 0.0%	9 56.3%	2 12.5%	0 0.0%	3 18.8%	1 6.3%	1 6.3%	3 18.8%	1 6.3%
	精神障がい者保健福祉手帳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※手帳所持者別についてはサンプル数が少ないため参考程度。

(4) 利用しているサービスの評価

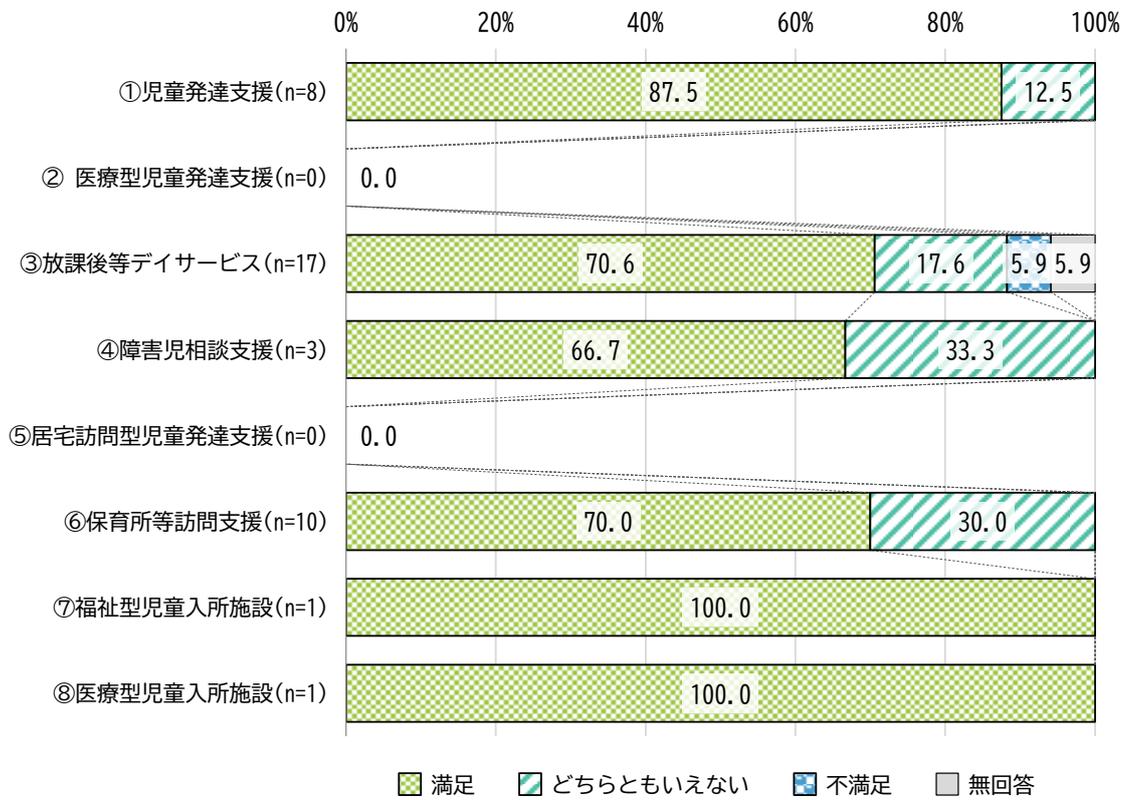
○利用しているサービスの評価について、「満足」が高いのは「就労移行支援」、次いで「自立訓練」「計画相談支援」「地域移行支援」となっています。



※②重度訪問介護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援、⑩自立生活援助、⑱地域定着支援については利用実績がありません。

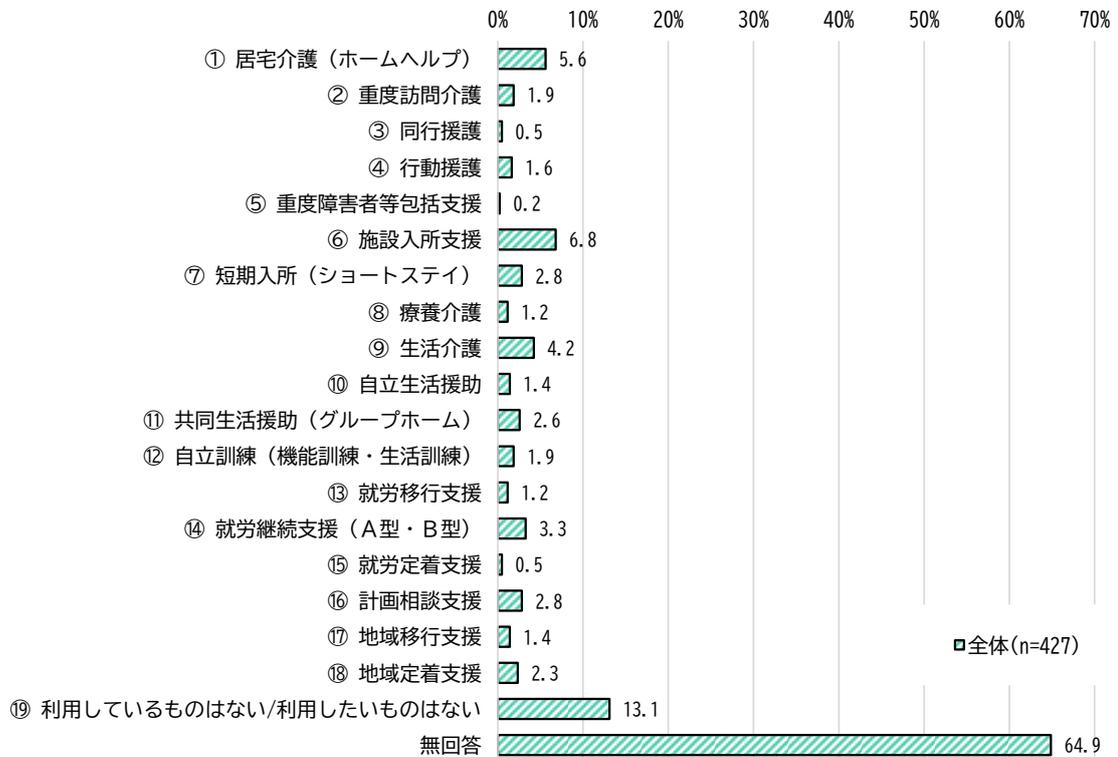
障がい児向けサービス：18歳未満の方のみ

○利用しているサービスの評価についてはサンプル数が少ないため参考程度。



(5) 今後3年以内に利用したいサービス（複数回答）

○今後3年以内に利用したいサービスについては、「利用しているものはない/利用したいものはない」が13.1%と最も高く、次いで「施設入所支援」6.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」5.6%となっています。



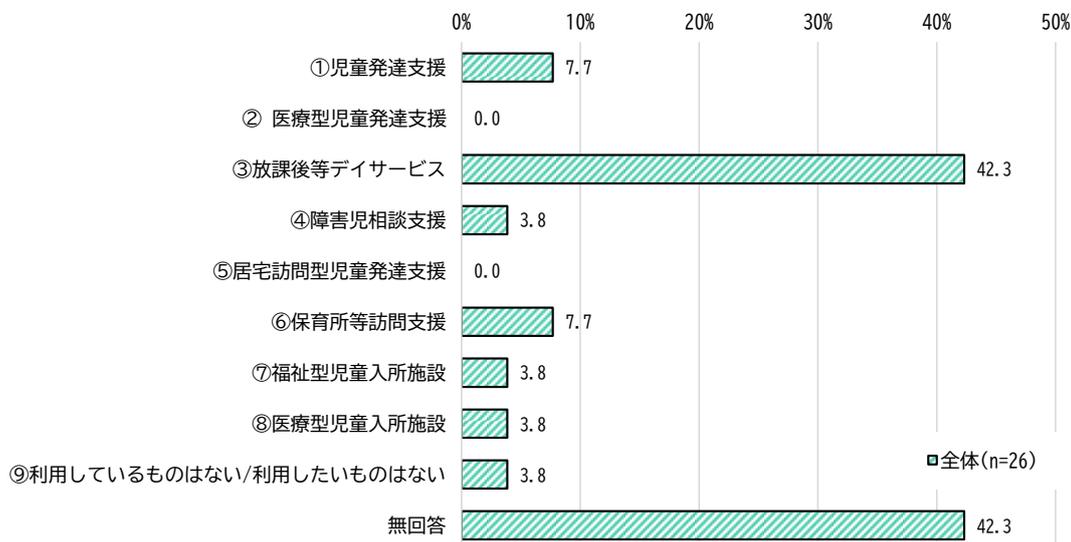
【クロス集計】

(上段：人 下段：%)

	標本数（人）	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	無回答	
		居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	施設入所支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	利用しているものはない/利用したいものはない		
全体（単純集計）	427	24 5.6%	8 1.9%	2 0.5%	7 1.6%	1 0.2%	29 6.8%	12 2.8%	5 1.2%	18 4.2%	6 1.4%	11 2.6%	8 1.9%	5 1.2%	14 3.3%	2 0.5%	12 2.8%	6 1.4%	10 2.3%	56 13.1%	277 64.9%	
年齢別	18歳未満	26	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 7.7%	22 84.6%	
	18～64歳	129	5 3.9%	3 2.3%	1 0.8%	4 3.1%	0 0.0%	8 6.2%	3 2.3%	0 0.0%	9 7.0%	4 3.1%	10 7.8%	2 1.6%	5 3.9%	12 9.3%	2 1.6%	7 5.4%	4 3.1%	6 4.7%	31 24.0%	60 46.5%
	65歳以上	255	19 7.5%	5 2.0%	1 0.4%	2 0.8%	1 0.4%	20 7.8%	8 3.1%	5 2.0%	9 3.5%	2 0.8%	1 0.4%	6 2.4%	0 0.0%	2 0.8%	0 0.0%	5 2.0%	2 0.8%	4 1.6%	23 9.0%	179 70.2%
手帳所持種別	身体障がい者手帳	271	18 6.6%	5 1.8%	1 0.4%	3 1.1%	1 0.4%	19 7.0%	9 3.3%	4 1.5%	11 4.1%	1 0.4%	2 0.7%	7 2.6%	0 0.0%	1 0.4%	5 1.8%	1 0.4%	5 1.8%	30 11.1%	189 69.7%	
	療育手帳	79	2 2.5%	0 0.0%	1 1.3%	3 3.8%	0 0.0%	7 8.9%	2 2.5%	0 0.0%	6 7.6%	2 2.5%	6 7.6%	1 1.3%	2 2.5%	6 7.6%	0 0.0%	4 5.1%	4 5.1%	3 3.8%	14 17.7%	41 51.9%
	精神障がい者保健福祉手帳	65	4 6.2%	3 4.6%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	6 9.2%	1 1.5%	1 1.5%	1 1.5%	1 1.5%	2 3.1%	0 0.0%	1 1.5%	5 7.7%	1 1.5%	2 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	13 20.0%	33 50.8%

障がい児向けサービス：18歳未満の方のみ

○今後3年以内に利用したいサービスについては、「放課後等デイサービス」が42.3%と最も高く、次いで「児童発達支援」「保育所等訪問支援」がともに7.7%となっています。



【クロス集計】

(上段：人 下段：%)

		標本数 (人)	①児童発達支援	②医療型児童発達支援	③放課後等デイサービス	④障害児相談支援	⑤居宅訪問型児童発達支援	⑥保育所等訪問支援	⑦福祉型児童入所施設	⑧医療型児童入所施設	⑨利用しているものはない/利用したいものはない	無回答
全体 (単純集計)		26	2 7.7%	0 0.0%	11 42.3%	1 3.8%	0 0.0%	2 7.7%	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	11 42.3%
手帳所持種別	身体障がい者手帳	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%
	療育手帳	16	1 6.3%	0 0.0%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	1 6.3%	5 31.3%
	精神障がい者保健福祉手帳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※手帳所持者別についてはサンプル数が少ないため参考程度。

第3章 令和8年度の成果目標及び活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者を基準として、令和8年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- 令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
※令和5(2023)年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和4年度末時点の施設入所者数 65 人（基準値）に対し、令和8年度末までに 4 人（6.2%）を地域へ移行します。

成果目標	基準値 (令和4年度末)	目標値	国の 基本指針
	65人	4人(6.2%)	6%以上

(2) 施設入所者数の削減

令和4年度末時点の入所者数65人(基準値)に対し、令和8年度末までに4人(6.2%)の施設入所者を減らします。ただし、目標値となる4人には、上記地域生活移行者も含まれます。

成果目標	基準値 (令和4年度末)	目標値	国の 基本指針
	65人	4人(6.2%)	5%以上

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数を見込を設定します。また、精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するための数値も設定します。

(1) 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を阿蘇圏域において年間1回開催します。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1回	1回	1回

(2) 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、阿蘇圏域における保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への参加者数を年間30人とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30人	30人	30人

(3) 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を阿蘇圏域において年間1回とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1回	1回	1回

(4) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援等の利用者数

現在、サービスを利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	3人/月	3人/月	3人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
	自立訓練（生活訓練）	1人/月	1人/月	1人/月

3. 地域生活支援の充実

<国の基本指針>

- 令和8(2026)年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8(2026)年度末までに強度行動障がいをもつ者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）

(1) ①地域生活支援拠点等の整備

阿蘇圏域において整備している地域生活支援拠点等の更なる機能充実のため、令和8年度末までに、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

(1) ①-2 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーター配置

成果目標	項目	目標値 (令和8年度末)
	地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーター配置	1カ所（圏域）

(2) 強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備 ※新規

成果目標	項目	目標値 (令和8年度末)
	強度行動障がいをもつ者への支援体制	1カ所（圏域）

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。また、就労定着支援事業の利用者数についても目標値等を設定します。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

成果目標	項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	国の 基本指針
	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者	2人	5人	1.28倍以上
	就労移行支援から一般就労へ移行する者	1人	2人	1.31倍以上
	就労継続支援A型から一般就労へ移行する者	0人	1人	1.29倍以上
	就労継続支援B型から一般就労へ移行する者	1人	2人	1.28倍以上

(2) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

成果目標	項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	国の 基本指針
	就労定着支援事業の利用者	1人	2人	1.41倍以上

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

阿蘇圏域に1カ所設置している児童発達支援センターの更なる機能充実のため、令和8年度末までに、4つの中核機能を有する体制へ整備していきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を阿蘇圏域に1カ所確保します。

成果目標	項目	目標値 (令和8年度末)
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所（圏域）

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

阿蘇圏域において、すでに整備している医療的ケア児等に関する協議の場とコーディネーターについて、更なる機能充実を図ります。

6. 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、阿蘇圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制を強化するよう体制の確保を行います。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めます。

令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みを行う体制の確保を行います。

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を行います。

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	1人	1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析及びその結果を活用し事業所等と共有する体制の有無	有	有	有
	(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	1回	1回	1回

8. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の開催回数、ペアレントメンター等を活用したピアサポート活動の実施回数の見込みを設定します。

(1) ※ペアレントトレーニングや※ペアレントプログラム等の開催回数

※ペアレントトレーニング：保護者等を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者等のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

※ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者等の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者等が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	ペアレントプログラムの開催回数	0回	0回	6回
	ペアレントトレーニングの開催回数	0回	0回	6回

(2) ※ペアレントメンター等を活用した※ピアサポートの活動の実施回数

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもを育てた保護者等が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

※ピアサポート活動：発達障がいの子を持つ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行います。

	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動指標	ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	0回	0回	1回

第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

障害福祉サービスの必要見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出することとしています。

1. 訪問系サービスの見込み

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

(1) 居宅介護

■ 第7期計画の見込みにおける推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年2人増加ペースとして設定します。
- ・ (時間) 過去3ヶ年の実績平均11.5時間で設定します。

○「居宅介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	43	52	49	51	53	55
サービス量	時間/月	470.0	562.5	562.8	586.5	609.5	632.5

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(2) 重度訪問介護

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) これまで実績はありませんが、第7期障がい福祉計画策定時のニーズ調査で利用意向があるため、1人の利用を見込み設定します。
- ・ (時間) 週1回4時間×4週で見込み設定します。

○「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0.0	0.0	0.0	16.0	16.0	16.0

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(3) 同行援護

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績から年0.5人増加ペースとして設定します。
- ・ (時間) 過去3ヶ年の実績平均から1人1ヶ月あたり11時間で設定します。

○「同行援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	5	7	8	8	9	9
サービス量	時間/月	51.5	59.6	85.5	88.0	99.0	99.0

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(4) 行動援護

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) これまで実績はありませんが、第7期障がい福祉計画策定時のニーズ調査で利用意向があるため、1人の利用を見込み設定します。
- ・ (時間) 週1回2時間×4週で見込み設定します。

○「行動援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	8.0

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(5) 重度障害者等包括支援

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ 利用実績が皆無であることから、利用見込なしとします。

○ 「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年1人増加ペースとして設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり20日で設定します。

○ 「生活介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	95	98	100	101	102	103
サービス量	人日/月	1,876	1,877	1,909	2,020	2,040	2,060

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績はありませんが、第7期障がい福祉計画策定時のニーズ調査で利用意向があるため、1人の利用を見込み設定します。
- ・ (人日分) 1人あたり10日で設定します。

○「自立訓練（機能訓練）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0.0	0.0	0.0	10	10	10

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績から今後も同様の利用者があると見込み設定します。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり18日で設定します。

○「自立訓練（生活訓練）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	3	2	1	2	2	2
サービス量	人日/月	59	28	15	36	36	36

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(4) 就労選択支援 ※令和7年10月施行に向け、現在、国において内容を検討中。

サービスの概要	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行う。
---------	--

○「就労選択支援」の実績と見込み

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	-	1	1

(5) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる人の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年0.5人増加ペースと見込み設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり13日で設定します。

○ 「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	5	7	5	5	6	6
サービス量	人日/月	56	67	72	72	78	78

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(6) 就労継続支援 (A型)

サービスの概要	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。 ※A型(雇用型)は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる人の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績から今後も同様の利用者があると見込み設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり18日で設定します。

○就労継続支援（A型）の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	26	28	27	28	28	28
サービス量	人日/月	514	504	459	504	504	504

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(7) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる人の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績の増減から年2人増加＋特別支援学校卒業生2人を見込み、年4人の増加ペースとして設定します。
- （人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり18日で設定します。

○就労継続支援（B型）の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	61	66	72	76	80	84
サービス量	人日/月	1177	1230	1330	1368	1440	1512

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(8) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

(人) 過去3ヶ年の実績及び第7期数値目標を反映させ、今後も同様の利用者があると見込みを設定します。

○就労定着支援の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	1	1	2	2	2	2

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(9) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- (人) 過去3ヶ年の実績から今後も同様の利用者があると見込み設定します。

○療養介護の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	12	12	12	12	12	12

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(10) 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績の増減と、ニーズ調査のアンケート結果から、介護者のレスパイト等の需要は増加することが見込まれるため、年1人増加ペースとして設定します。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり1.6日で設定します。

○短期入所【福祉型】の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	14	14	18	19	20	21
サービス量	人日/月	15	16	27	30	32	33

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(11) 短期入所（ショートステイ）【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績の増減と、ニーズ調査のアンケート結果から、介護者のレスパイト等の需要は増加することが見込まれるため、今後も同様の利用者があると見込み設定します。
- ・（人日分）1人あたり3日の利用と見込み設定します。

○短期入所【医療型】の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	1	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	1	0	3	3	3

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績はないが、これまでの一人暮らしへの移行実績と今後の地域生活移行者の利用を見込み設定します。

○自立生活援助の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の援助を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する人の数、グループホームから退所する人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績の増減から年4人増加ペースとして設定します。地域生活移行者と特別支援学校卒業生を加えて見込みます。

○共同生活援助の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	69	75	86	90	94	98

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減と、第7期数値目標を反映し設定します。

○施設入所支援の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	68	67	65	64	63	61

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績の平均に新規利用者を年2人増加ペースとして見込み設定します。

○計画相談支援の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	36	36	43	45	47	49

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- 今後、精神科病院等の長期入院患者等の地域移行を見据え、毎年1人の利用を見込み設定します。

○地域移行支援の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立等により単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

- これまで利用実績はありませんが、今後、長期入院患者等の地域移行から、定着支援利用を見据え、毎年1人の利用を見込み設定します。

○地域定着支援の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

5. 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第3期計画の見込量における推計方法

- 過去3ヶ年の実績の増減や平均から、年1人増加ペースとし、一人あたり6日で設定します。

○児童発達支援の実績と見込み

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	112	112	99	100	101	102
サービス量	人日/月	518	541	564	600	606	612

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(2) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第3期計画の見込量における推計方法

- 過去3ヶ年の実績の増減や平均から、年10人増加ペースとし、一人あたり6日で設定します。

○放課後等デイサービスの実績と見込み

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	174	192	201	211	221	231
サービス量	人日/月	1066	1120	1221	1266	1326	1386

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(3) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第3期計画の見込量における推計方法

- 利用者数は減少傾向にあるが、障害児通所支援全体の利用者数は増加していることから、年2人増加ペースとし、一人あたり0.1日で設定します。

○保育所等訪問支援の実績と見込み

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	80	76	90	92	94	96
サービス量	人日/月	8	8	10	10	10	11

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

- 第3期計画の見込量における推計方法
 - ・ 対象児童1名、週1回の利用を見込み設定します。

○居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	4	4	4

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する。
---------	--

- 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

- 第3期計画の見込量における推計方法

- ・ 過去3ヶ年の実績の増減から、年2人増加ペースとして見込み設定します。

○障害児相談支援の実績と見込み

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	53	56	58	60	62	64

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

1. 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて自立した地域生活を継続していくことができるよう、本市においては相談支援事業を2カ所に委託し、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行っています。

○相談支援事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件/月	200	196	150	160	160	160

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

2. 成年後見制度利用支援事業

現在、本市の窓口において障がいのある人等に、成年後見制度利用相談を実施しています。第7期計画においても、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

○成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	0	0	1	2	3	3

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

3. 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳者等の派遣等を行います。

○意思疎通支援事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	5	5	5	5	5	5
利用件数	件/月	4	4	4	4	4	4

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

4. 日常生活用具給付事業

障がいのある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

○日常生活用具給付事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件/年	201	204	207	207	207	207

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

5. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。毎年度一定のニーズがあり、第7期計画においても同程度の利用が見込まれます。

○移動支援事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間/月	44	42	38	43	43	43

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

6. 地域活動支援センター事業

日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進等、さまざまな活動や支援を行うものです。第6期計画期間内では利用者数が減少傾向にありますが、第7期計画期間においても同程度を見込んでいます。

○地域活動支援センター事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	91	79	70	75	75	75

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

7. 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。

○訪問入浴サービス事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	4	5	7	7	7	7
利用量	人日/月	32	38	40	52	52	52

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

8. 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。第7期計画においても、同程度の利用が見込まれます。

○日中一時支援事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	14	15	16	17	17	17
利用量	人日/月	83	83	63	76	76	76

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

9. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者に対して、自動車運転免許の取得・改造に要する費用の一部を助成します。第7期計画においても、同程度の利用が見込まれます。

○自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件/年	2	3	2	2	2	2

※令和5年度の実績は、令和5年4月～12月までの実績を踏まえた見込み

資料

用語集

	用語	説明	ページ 番号
あ 行	アセスメント	福祉分野において使われるアセスメントとは、サービス利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析すること。	33
	育成医療	自立支援医療の一つ。身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がい児に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の助成を受けられる制度。	-
	一般就労	企業や公的機関など労働契約に基づいて働く一般的な就労形態。⇔福祉的就労	3、25、34 ～36
	移動支援事業	単独では外出困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供する事業。	47
	医療的ケア	口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。	37
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（気管切開の管理、経管栄養など）を受けることが不可欠である子ども。	26、 43～45
	インクルージョン	介護や障がいなどの有無を問わず、誰も排除されることなく、すべての人が差別なく受け入れられる共生社会を目指す理念、考え方。直訳で「包括」「包含」「包摂」などを意味する言葉。	3、26
	ADHD（注意欠陥多動性障害）	発達障がいの一つ。不注意、多動性と衝動性の症状を主な特徴とし、仕事や学業、友人関係の構築に困難を覚えることがある。	57
	LD（学習障がい）	発達障がいの一つ。知的発達の遅れはないものの、主に読字障がい（読みの困難）、書字表出障がい（書きの困難）、算数障がい（算数、推論の困難）の三つに分類される。	57

	用語	説明	ページ 番号
あ 行	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人。	-
か 行	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護認定を受け、介護保険サービス等を利用する人などからの相談に応じ、ケアプラン（介護サービス計画）の立案や、関係機関との連絡調整などを行う専門職。	-
	介助者	体に不自由がある人のお風呂や買い物などに付き添うなど、日常生活動作を手助けする人。	9
	協議会	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等の福祉施策や地域生活支援を推進するために設置された組織。（障害者自立支援協議会）	3、27
	共生社会	障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう社会。	2、7
	共同生活援助（グループホーム）	生活に必要な介護や支援を受けながら少人数で共同生活を送る障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護など生活上の援助や、相談や助言などを行うサービス。	23、39
	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが障がいのある人の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービス。	19、29
	ケアラー	高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族や友人、その他の身近な人に対し、無償で介護や看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人。	-
	計画相談支援	⇒サービス利用支援 … 障害福祉サービスの申請をする障がいのある人や保護者等の心身の状況や環境等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成するサービス。 ⇒継続サービス利用支援 … 継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、作成されたサービス等利用計画が、適切かどうか一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行うサービス。	7、17、41

	用語	説明	ページ 番号
	ゲートキーパー	「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	－
	高次脳機能障がい	脳卒中や事故などをきっかけとして脳の機能が著しく障がいを受けることにより、さまざまな状態を引き起こすこと。日常生活を送ることが難しくなる場合もある。	3、7、9
	更生医療	自立支援医療の一つ。身体障がいのある人が、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の助成を受けられる制度。	－
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより一人で行動することが著しく困難な人に、危険を回避するための必要な援護や外出時の移動中の介護、排せつや食事、その他行動する際に必要な援助を行うサービス。	17、29、 30
	合理的配慮	障害者差別解消法により、行政や事業者が、障がいのある人に対し、正当な理由なく差別することを禁止するほか、障がいのある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、過重な負担にならない範囲で対応（事業者は対応に努める）すること。	2
さ 行	サービス等利用計画	障害福祉サービスを利用する人を支援するため、サービスの種類や頻度、利用内容から目標達成までの過程のこと。サービス等利用計画は、相談支援事業所に作成を依頼する方法（計画相談支援給付）と、利用者本人または家族や支援者が作成する方法（セルフプラン）がある。相談支援事業所に依頼した場合は、作成した計画に対し、目標にどこまで近づいているのかなどの確認し、必要に応じて計画を見直すためのモニタリング（効果の分析や評価）を受ける。	7、41

	用語	説明	ページ 番号
さ 行	指定特定相談支援事業所	障害者総合支援法に基づき、市町村長の指定を受けた計画相談支援を実施する事業所。	-
	児童発達支援	就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。	16、20、 26、43、 44、45
	児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。児童発達支援センターの開設には、人員基準として嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員等の配置が示されているとともに、設備基準として指導訓練室、遊戯室等の設置が示されている。 児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設。一方で、児童発達支援事業は、障がい児やその家族に対する支援を行う、身近な療育の場として位置づけられる。	26
	社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような、社会における施設や建物、制度やルール、慣習や情報提供、理解や偏見など、その他一切のものをいう。	2
	重症心身障がい児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）という。	26
	重度心身障害者医療事業	重度の障害者手帳の交付を受けた人に、医療費を助成する事業。本市では、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人を対象としている。	-

	用語	説明	ページ 番号
さ 行	就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般企業等への就労が可能と見込まれる人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動、その適性に 応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために 必要な相談等の支援を行うサービス。	7、25、 34～36
	就労継続支援 A 型	一般企業等に就労することが困難な 65 歳未満の障がい のある人に、雇用契約に基づく生産活動及びその他の活動 の機会を提供するとともに、一般就労に向けて支援を行う サービス。	25、34
	就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結 びつかない人や、一定年齢に達している人であって、就労 の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や 維持が期待される人に、生産活動の機会の提供、知識及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。	25、35
	障害者基本法	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人 格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するた め、障がいのある人の自立や社会参加等のための施策を総 合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	1、2、6
	障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関 する法律」。虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が 脅かされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を進める ための法律。	—
	障がい者雇用	障がいのある人が、一人ひとりの特性に合わせた働き方が できるように、企業や自治体などが障がいのある人を雇用 する制度。	—
	障害者雇用促進法	「障害者の雇用の促進等に関する法律」。雇用の分野にお ける障がいのある人に対する差別の禁止や職場で働くに 当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供 義務）を定めるなど、障がいのある人の職業の安定を図る ことを目的とした法律。	—

	用語	説明	ページ 番号
さ 行	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」。すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とした法律。	－
	障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。	1、4、 5、7、8
	障害者の権利に関する条約	障がいのある人の人権や尊厳の尊重など、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定している条約。	－
	障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。	7
	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき提供される支援等のこと。介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。また、市町村の創意工夫により、利用者の人々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業もこれに該当する。	1、3、6 22、27、 29、41、 46
	情報アクセシビリティ	アクセシビリティ(accessibility)は、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳される。パソコンやスマートフォンといった情報通信機器が広く活用される現代において、障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを利用できる情報アクセシビリティが求められている。	－
	自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の三つの医療制度がある。	－

	用語	説明	ページ 番号
さ 行	生活介護	障がいにより常時介護を必要とする人に、施設内において入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。	25、32
	精神通院医療	自立支援医療の一つ。統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある場合に、通院医療費の助成が受けられる制度。	—
	成年後見支援センター	認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度に関する相談や問い合わせができる窓口。	—
	成年後見制度	判断能力が十分でない高齢者、知的または精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって法的な手続きや財産管理などの契約締結等を行う後見人を裁判所が選任し、法律的に保護、支援をする制度。	46
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要であっても、申し立てをする親族がない等の理由により制度の利用が難しい人について、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成する事業。	46
	相談支援専門員	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となっている。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員をおく必要がある。	7
た 行	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人が障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な介護を受けるサービス。障がい者支援施設等で実施される福祉型と病院や診療所等で実施される医療型の二つがある。	37

	用語	説明	ページ 番号
た 行	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域生活に移行するために必要な住居の確保や新生活への準備等に対する支援を行うサービス。	17、23、 41
	地域活動支援センター	地域の実情に応じ、障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う「Ⅰ型」、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う「Ⅱ型」、基礎的事業の実施に加え、障がいのある人を通所させ創作的活動を行う「Ⅲ型」がある。	47
	地域生活支援拠点	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や相談など、様々な支援を切れ目なく提供する体制。本市では、阿蘇地域7市町村で体制が整備されている。	3、24
	地域生活支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村がそれぞれ実施する事業。本市では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等を実施している。	1、7、46
	地域定着支援	地域で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うサービス。	17、23、 42
	地域福祉権利擁護事業	高齢者や障がいのある人など、日常生活の判断に不安がある人が、在宅で自立した生活をするため、利用者との契約に基づき障害福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを実施する事業。	-
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が、外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や介護、排せつや食事等外出する際に必要な援護を行うサービス。	29、30
	特別支援学級	障がいのある児童生徒が学習上または生活上の困難を克服するため、小・中学校等に設置された学級。	-

	用語	説明	ページ 番号
な 行	難病	発病の原因が明確でないため、治療方法が確立しておらず、長期の治療を必要とする疾患。	7、9
	日常生活用具給付等事業	障がいのある人などに対して、自立生活を支援するための日常生活に必要な用具や住宅改修の費用の一部を助成するサービス。本市では、ストーマ装具や入浴補助用具、自宅への手すりの設置、段差の解消など居宅生活動作補助用具を給付している。	47
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中活動の場の確保を行うとともに、介護者が病気等の理由で一時的に家庭での介護ができない場合、事業所において見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行う事業。	48
	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方を指す。	-
は 行	発達障がい	生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・ADHD（注意欠陥多動性障害）などが含まれる。	3、9、28
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことを意味していたが、現在は物理的、社会的、制度的、心理的情報面など、すべての障壁の除去という意味でも用いられる。	-
	避難行動要支援者	災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に避難支援を必要とする人のこと。本市では、災害対策基本法と阿蘇市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者を把握するため「避難行動要支援者名簿」を作成している。	-
	福祉的就労	障がいなどの理由から、企業や公的機関など、労働契約に基づき働くことが難しい人が、障がいや体調に合わせて支援を受けながら働く就労形態。⇔一般就労	-

	用語	説明	ページ 番号
は 行	福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人に対し、特別の配慮がなされた避難所のこと。本市では、障害者施設、高齢者施設、介護施設、医療機関等と、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を締結している。	-
	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の訓練を受けた親のこと。同様の子どもを持つ親に対して、共感的支援、相談や情報提供を行う。	28
	保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設等を訪問し、その施設に通う障がい児及び保育所等支援員に対して、集団生活に適應するための専門的な支援等を行うサービス。	16、20、 44
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、居場所を提供するサービス。	16、20、 26、43、 44
	法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障がいのある人の雇用の比率。	-
	補装具費支給制度	身体障害者手帳の交付を受けている人または障害者総合支援法で定める難病疾患で身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）を購入または貸与（歩行器等）する際、費用を一部助成する制度。	-
ま 行	民生児童委員（民生委員・児童委員）	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。 児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。	-
や 行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように生活環境をデザインする考え方。	-

	用語	説明	ページ 番号
ら 行	リハビリテーション	医学的なリハビリテーションにとどまらず、職業能力や職業適性を高める職業的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなど、ライフステージ（人生の各段階）において、全人間的復権（何らかの障がい者がその能力を最大限まで引き出すこと）をめざするという理念。	32
	療育	障がいのあるまたはその可能性がある子どもに対し、個々の発達状態や障害特性に応じ、将来の自立、社会参加などを目指して支援を行うこと。	9、12、 52
	レスパイト	「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるような支援を行うことを指す。	37

委員会名簿

阿蘇市障がい者計画等策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	名称	職名
◎ 立石 昭夫	阿蘇市議会文教厚生常任委員会	委員長
○ 佐藤 菊男	阿蘇市議会文教厚生常任委員会	副委員長
山部 輝明	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	会長
浜野 龍紀	阿蘇市身体障害者福祉協会	会長
岡田 留里子	阿蘇市精神障害者家族会	会長
藤崎 三郎	阿蘇市社会福祉協議会	事務局長
岩永 貴美子	医療法人高森会 時計台	施設長
宮崎 俊史	社会福祉法人蘇幸会 たちばな園	サービス管理 責任者
小田 勝範	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇総合支援センター	所長
松村 由紀子	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇圏域地域療育センター	療育相談員
宮本 誠一	夢屋プラネットワークス	代表
湯浅 聡子	阿蘇きぼうの家	施設長
阿南 洋	阿蘇市身体障害者相談員	相談員

◎＝委員長、○＝副委員長

阿蘇市内障がい福祉関連事業所一覧

【障害福祉サービス事業所】

種別	名称	住所	電話番号
居宅介護	ヘルパーステーションあそ	阿蘇市内牧 976 番地 2	0967-32-1127
	ケアステーションゆう	阿蘇市内牧 1214 番地 32	0967-32-0307
	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧 329 番地	0967-32-4545
	ヘルパーステーションつくし	阿蘇市内牧 911 番地 8	0967-32-0162
	障がい者訪問介護ふきのとう	阿蘇市波野大字波野 3539 番地	0967-24-2537
	ハートケアセンター	阿蘇市小里 249 番地 2	0967-24-6262
重度訪問介護	ヘルパーステーションあそ	阿蘇市内牧 976 番地 2	0967-32-1127
	ケアステーションゆう	阿蘇市内牧 1214 番地 32	0967-32-0307
	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧 329 番地	0967-32-4545
	ヘルパーステーションつくし	阿蘇市内牧 911 番地 8	0967-32-0162
	障がい者訪問介護ふきのとう	阿蘇市波野大字波野 3539 番地	0967-24-2537
同行援護	ヘルパーステーションあそ	阿蘇市内牧 976 番地 2	0967-32-1127
	ケアステーションゆう	阿蘇市内牧 1214 番地 32	0967-32-0307
	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧 329 番地	0967-32-4545
	ヘルパーステーションつくし	阿蘇市内牧 911 番地 8	0967-32-0162
	障がい者訪問介護ふきのとう	阿蘇市波野大字波野 3539 番地	0967-24-2537
生活介護	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
	たちばな園	阿蘇市三久保 715 番地	0967-32-2100
	阿蘇市社協 デイセンターごがく	阿蘇市一の宮町手野 963 番地 1	0967-22-0383
自立訓練（生活訓練）	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
就労継続支援(A型)	くんわ技研	阿蘇市黒川 396 番地	0967-34-2222
就労継続支援(B型)	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
	くんわ技研	阿蘇市黒川 396 番地	0967-34-2222
	阿蘇さぼうの家	阿蘇市西町 530 番地	0967-34-0580
短期入所	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
	阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1266 番地	0967-34-0311
	たちばな園	阿蘇市三久保 715 番地	0967-32-2100
生活共同援助	くんわ	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
	治誠寮	阿蘇市黒川 431 番地	
	第二治誠寮	阿蘇市黒川 430 番地 3	
	くんわホーム	阿蘇市黒川 403 番地 2	
	かがやきハイツ	阿蘇市黒川 430 番地 3	
	コーボ赤水	阿蘇市赤水 1889 番地 1	
	ひだまり	阿蘇市黒川 402 番地	
	くろかわ	阿蘇市黒川 67 番地 2	
ねむの木のした	阿蘇市内牧 594 番地 8	0967-32-0861	

【障害福祉サービス事業所】

種別	名称	住所	電話番号
施設入所支援	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川 431 番地	0967-34-1100
	たちばな園	阿蘇市三久保 715 番地	0967-32-2100
地域移行支援	時計台	阿蘇市一の宮町宮地 141 番地	0967-22-5505
	特定相談支援事業らいつパートナー	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155
地域定着支援	時計台	阿蘇市一の宮町宮地 141 番地	0967-22-5505
	特定相談支援事業らいつパートナー	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155

【計画相談支援事業所】

計画相談支援事業所	たちばな園相談支援事業所あそ	阿蘇市三久保 715 番地	0967-32-2100
	時計台	阿蘇市一の宮町宮地 141 番地	0967-22-5505
	特定相談支援事業らいつパートナー	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155
	相談支援事業所だっくす	阿蘇市三久保 578 番地 4	050-1720-1021

【地域生活支援事業所】

移動支援事業	阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市内牧 976 番地 2	0967-32-1127
	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧 329 番地	0967-32-4545
	ヘルパーステーションつくし	阿蘇市内牧 911 番地 8	0967-32-0162
	ケアステーションゆう	阿蘇市内牧 1214 番地 32	0967-32-0307
地域活動支援センター	時計台	阿蘇市一の宮町宮地 141 番地	0967-22-5505
	阿蘇きぼうの家	阿蘇市西町 530 番地	0967-34-0580
	夢屋プラネットワークス	阿蘇市蔵原 626 番地	0967-34-0223
訪問入浴サービス事業	阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市内牧 976 番地 2	0967-32-1127
日中一時支援事業	たちばな園	阿蘇市三久保 715 番地	0967-32-2100

【障がい児通所支援事業所】

児童発達支援センター	きらり	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155
児童発達支援	きらり	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155
	あそびいえーす	阿蘇市一の宮町中通 2177 番地	0967-22-3300
	びーぶる	阿蘇市内牧 353 番地	0967-32-0080
放課後等デイサービス	のびのびハウス	阿蘇市黒川 406 番地	0967-35-5211
	あそびいえーす	阿蘇市一の宮町中通 2177 番地	0967-22-3300
	あそびいぜっと	阿蘇市一の宮町中通 2177 番地	0967-22-3300
	びーぶる	阿蘇市内牧 353 番地	0967-32-0080
保育所等訪問支援	きらり	阿蘇市内牧 182 番地 1	0967-32-5155
	のびのびハウス	阿蘇市黒川 406 番地	0967-35-5211
	あそびいえーす	阿蘇市一の宮町中通 2177 番地	0967-22-3300
	あそびいぜっと	阿蘇市一の宮町中通 2177 番地	0967-22-3300
	びーぶる	阿蘇市内牧 353 番地	0967-32-0080

第7期阿蘇市障がい福祉計画及び第3期阿蘇市障がい児福祉計画
令和6年3月

編集 阿蘇市 市民部 福祉課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

電話：0967-22-3167（直通） FAX：0967-35-4114



阿蘇市